

六 払込金額
七 最低額面金
八 振替単位
九 発行の日
十 募集の価格
十一 利率
十二 経過利子の払込み

き発行する利付国債について
は、額面金額で千二百五十三億
三千五百万円
一兆八千九百四十九億九千六百
八万八千円
五万円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものとす

平成十六年十一月二十二日

十四年四月二十五パーセント
額面金額百円につき九十九円七
角五分

額にを加え、次の算式により算
出した金額を第十九号の規定
する期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{63}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
にについては、前記(一)の算式
に算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
にあって取得する者が非居住
者又は外国人である場合に
は、前記(一)の算式により算
た金額に当該非居住者又は
国法人が適用を受ける所得税

十三 初期利子

の税率を乗じた金額を控除す。平成十七年三月十日を支払った金額を、次式により算出した。その金額を支払うときは、それが銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十六年九月二十日額面金額百円につき百円

十六 償還金額

平成十六年十一月五日から平成十六年十一月十六日まで

十七 元利支

日本銀行

十八 募集期間

平成十六年十一月五日から平成十六年十一月十六日まで

十九 払込期日

平成十六年十一月二十二日